

安芸高田市災害廃棄物処理計画

【第1版】

〔概要版〕

平成31年3月



目 次

第1編 総則	1
第1章 背景及び目的	1
第2章 計画の構成	1
第3章 基本的事項	2
1. 基本理念	2
2. 基本方針	2
3. 災害廃棄物処理計画、災害廃棄物処理実行計画の位置付け	3
4. 対象とする災害	4
5. 災害の規模別・種類別の対策	5
6. 処理主体	6
7. 発災後における各主体の行動	6
8. 災害廃棄物処理計画の点検・改定	8
第2編 災害廃棄物対策	9
第1章 平時の備え（体制整備等）	9
1. 組織体制・指揮命令系統	9
2. 職員への教育訓練	11
3. 災害廃棄物処理	12
4. 各種相談窓口の設置等	16
5. 住民への啓発・広報	16
第2章 災害応急対応	17
1. 情報収集・連絡	17
2. 協力・支援体制	18
3. 一般廃棄物処理施設等	18
4. 災害廃棄物処理	19
5. 各種相談窓口の設置等	21
6. 住民等への啓発・広報	21
第3章 災害復旧・復興等	22
1. 一般廃棄物処理施設等	22
2. 災害廃棄物処理	22

第1編 総則

第1章 背景及び目的

近年、防災インフラが整備された今日においても、これまでに例のない風水害や地震が各地で頻発し、それらの被害によって発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）も甚大な量となっている。そして、その災害廃棄物への対応が、その後の住民生活の復旧に大きな影響を与えることから、各自治体にとって大きな課題となっている。

安芸高田市（以下、「本市」という。）は、大規模災害発生時において、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目的として「災害廃棄物処理計画」（以下、「本計画」という。）を策定する。本計画では、今後発生する各種自然災害（地震、津波及び台風、大雨等による風水害）に対する平時の備え、さらに災害時に発生する災害廃棄物の処理を行うための応急対応及び復旧・復興対策をとりまとめた。

第2章 計画の構成

本計画は、「第1編 総則」と「第2編 災害廃棄物対策」の構成で整理する。

「第1編 総則」では、本計画の位置づけや対象とする災害、廃棄物部局の業務、処理主体等、計画の基本事項について定める。

「第1編 総則」の主な内容

- ・ 災害廃棄物処理計画、災害廃棄物処理実行計画の位置付け
- ・ 対象とする災害
- ・ 災害の規模別・種類別の対策
- ・ 廃棄物部局の業務
- ・ 災害時に発生する廃棄物
- ・ 処理主体
- ・ 発災後における各主体の行動

「第2編 災害廃棄物対策」では、“平時の備え” “応急対応” “復旧・復興” の3つの構成で整理する。

「第2編 災害廃棄物対策」の主な内容

- “平時の備え” 国の災害廃棄物対策指針、広島県災害廃棄物処理計画、安芸高田市地域防災計画を基に、災害廃棄物の処理体制について整理する。また、今後、災害廃棄物処理体制を構築する上で調整が必要な事項を整理する。
- “応急対応” 発災してから3ヶ月以内に行うべきことについて整理する。
- “復旧・復興” 「応急対応」の段階で構築した災害廃棄物処理体制の維持、災害廃棄物処理事業の完了にあたっての必要となる対応について整理する。

第3章 基本的事項

1. 基本理念

災害廃棄物処理の原則は、廃棄物処理法第2条の3において、「非常災害により生じた廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならない。」とされている。

したがって、本計画では、災害廃棄物処理の基本理念を以下のとおり定める。

基本理念

迅速・安全・適正な災害廃棄物処理の実現

2. 基本方針

災害廃棄物処理の基本方針は、基本理念を踏まえて、以下のとおりとする。

基本方針1：災害廃棄物処理体制の構築

災害廃棄物は、一度に多量に発生するものであり、住民の生活や復興の妨げになる。そのため、安全面の配慮や適正な処理方法を踏まえた上で、行政・住民・事業者が協力して、災害廃棄物処理体制を構築する。

基本方針2：安全面や衛生面、環境面への配慮

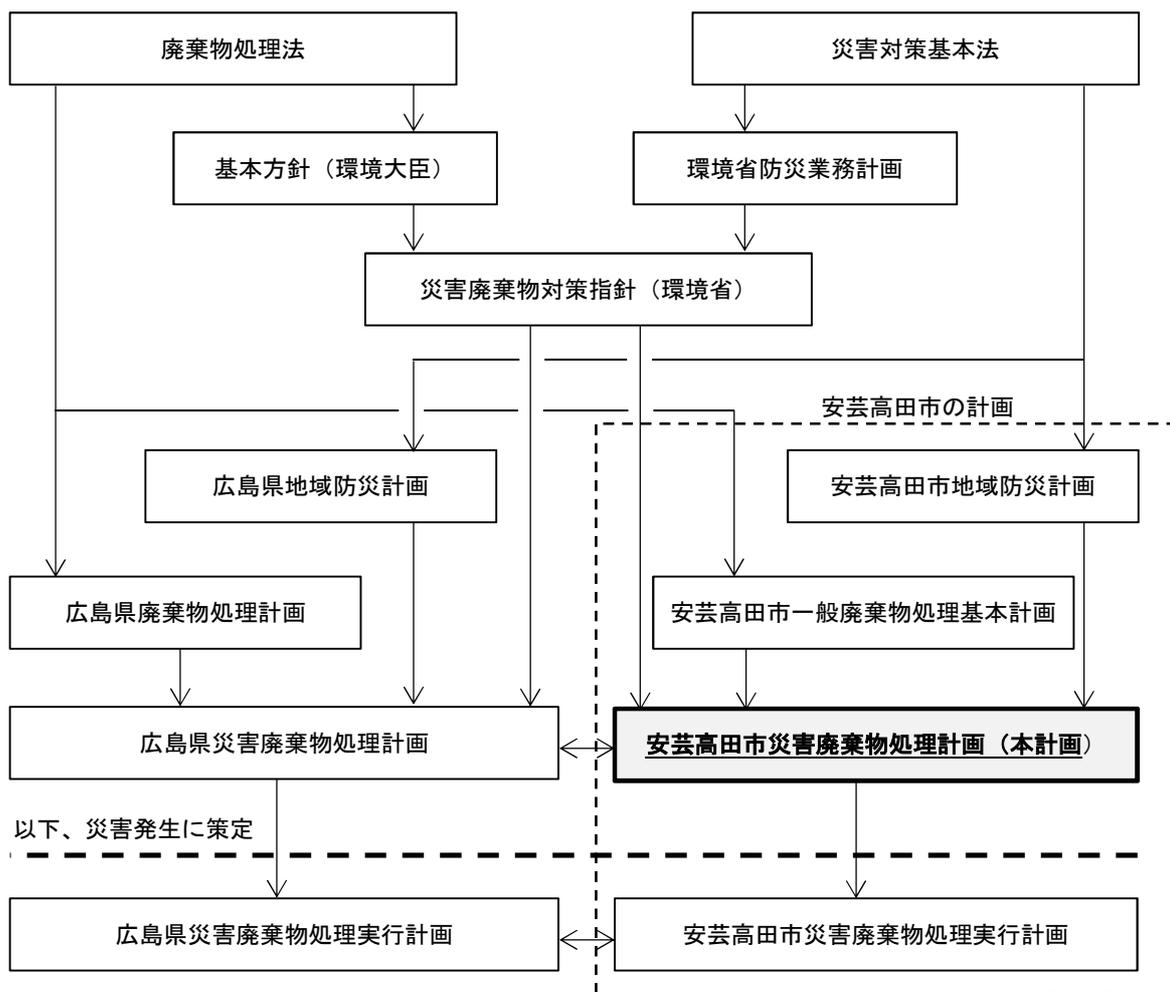
災害廃棄物の処理では、危険物や処理困難物の混入等に作業員への安全性や、長期仮置き等による衛生面及び環境面に影響を与える可能性があるため、十分な対策を講じた上で実施する。

基本方針3：段階に応じた適正な処理

災害廃棄物の処理は、災害後の復旧や状況の変化に合わせながら、計画的に実施する。また、不法投棄等の不適切な処理が行われないように対策を講じる。また、出来る限り分別し、資源化に努めるものとする。

3. 災害廃棄物処理計画、災害廃棄物処理実行計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法や災害対策基本法等の関係法令、国の災害廃棄物対策指針、広島県災害廃棄物処理計画、安芸高田市地域防災計画に基づく内容とする。本計画の位置づけを図 1 に示す。



注) 「広島県災害廃棄物処理計画 平成 30 年 3 月」を参考に修正・加筆

図 1 本計画の位置づけ

4. 対象とする災害

対象とする災害は、震災（南海トラフ巨大地震）と浸水被害、土砂災害を想定する。

1) 震災（南海トラフ巨大地震）の被害想定

震災による被害想定は、南海トラフ巨大地震を基に設定する。南南海トラフ巨大地震の被害想定を以下に示す。

表 1 被害想定（南海トラフ巨大地震）

項目		被害想定
震度7の面積率（%）		0.0
震度6強の面積率（%）		0.0
震度6弱の面積率（%）		0.7
震度5強の面積率（%）		31.3
震度5弱の面積率（%）		67.9
震度4以下の面積率（%）		0.0
土砂災害発生箇所 （危険度ランクA）	急傾斜地（箇所）	1
	地すべり（箇所）	0
	山腹崩壊（箇所）	0
建物被害	全壊（棟）	179
	半壊（棟）	899
	焼失（棟）	0
	合計（棟）	1,078
人的被害	死者（人）	0
	負傷者（人）	79
	重症者<負傷者の内数>（人）	1
ライフライン被害	断水人口（人）	9,335
	停電件数（件）	31
避難者数（当日・1日後）	避難所	152
	避難所外	101

出典：安芸高田市地域防災計画

2) 浸水被害、土砂災害の被害想定

浸水被害、土砂災害の被害想定は、安芸高田市洪水・土砂災害ハザードマップに基づくものとする。

5. 災害の規模別・種類別の対策

災害廃棄物は、災害の規模や種類によって発生するごみ種類が異なることから、本計画で想定する災害では、以下のとおり対策を整理する。

表 2 災害の規模別・種類別の対策

対象とする災害	災害の規模、場所	災害廃棄物の種類	対策
震災 (南海トラフ地震)	建物被害やライフライン被害等が広範囲にわたって生じる	<ul style="list-style-type: none"> ・倒壊・損壊建物からの発生がれき類 ・避難所ごみ ・仮設トイレのし尿等 ・PCB 含有機器等の有害廃棄物 ・腐敗性廃棄物 ・医療系廃棄物 ・思い出の品 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・多種多量の災害廃棄物が発生するため、広域処理の検討が必要 ・人命救助や遺体捜索が優先されることを踏まえた事前の準備が必要
浸水被害	川沿いや急傾斜地等での被害が想定される	<ul style="list-style-type: none"> ・床上・床下浸水により、水を被った家電、畳、布団、家具等が多く発生する 	<ul style="list-style-type: none"> ・水が引くとすぐに排出が始まるため、迅速な体制作りが必要 ・腐敗性廃棄物を優先的に処理することが必要
土砂災害		<ul style="list-style-type: none"> ・がれき混じり土砂が多く発生する 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂、流木、がれきの選別処理が必要

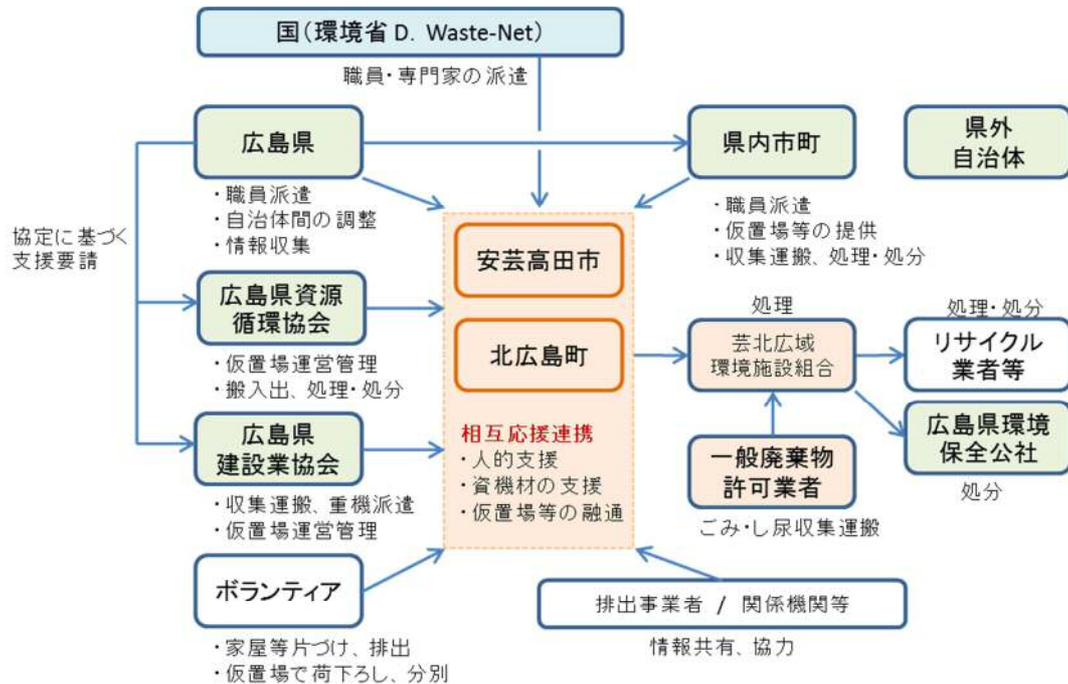
注) 「平成 28 年度 大規模災害時における災害廃棄物処理計画策定モデル業務 (中国地方) 報告書 平成 30 年 3 月 中国四国地方環境事務所」を参考に修正・加筆

注) 「災害廃棄物処理の実例 国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター資料」を参考に修正・加筆

6. 処理主体

災害廃棄物の処理主体は、本市とする。なお、災害廃棄物処理は、芸北広域環境施設組合と連携して実施する。

また、自区域内での処理が困難な場合は、調整を県に要請することや、協定等を締結している民間事業者への支援要請を行う等により、災害廃棄物処理体制を構築する。



出典：芸北広域環境施設組合 災害廃棄物処理計画基礎検討業務報告書 平成 30 年 3 月

図 2 災害廃棄物処理体制構築のイメージ

7. 発災後における各主体の行動

災害廃棄物処理にあたっては、各主体（国、県、近隣自治体、民間事業者、本市）と連携して行う必要がある。各主体の役割は以下のとおりである。

住民の役割

平時は、行政の発信する連絡や広報に関心をもち、情報を収集しながら災害に備える。

災害時は、本市の方針に従い、災害廃棄物の円滑な処理に協力する。

民間事業者の役割

平時は、災害時に迅速に対応できるよう、自らの処理ルートを構築するだけでなく、本市との連携について調整する。災害時は、自己責任での処理に努めながら、本市が行う災害廃棄物処理に協力する。

行政（国、県、近隣自治体、本市）の役割

平時は、行政間の連携体制の構築や民間事業者と協定を締結する等、災害に備える。災害時は、行政間と連携し、住民、民間事業者の協力を得ながら、災害廃棄物処理に努める。

発災後における廃棄物部局の業務は、時期区分の特徴を踏まえて、以下の流れで進めるものとする。

【体制の構築、支援】

- ・被災状況の把握に努め、関係部局との役割分担や庁外関係者からの受援を念頭に、廃棄物処理を行うための体制を構築する。



【災害廃棄物処理】

- ・被害情報や処理実績に応じて品目ごとの発生量を把握する。
- ・品目ごとに処理処分先を整理した処理フローを構築し、実行計画を策定する。
- ・災害廃棄物の発生量等に応じて仮置場を開設する。
- ・災害廃棄物の収集・撤去方法を検討し、分別方法と合わせて住民に周知する。
- ・被災現場から災害廃棄物を分別撤去・収集し、仮置場まで運搬して分別仮置きする。また、片付けごみの分別を促進し、仮置場に受入れる。
- ・損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）に伴う災害廃棄物への対応は、り災証明の発行後に本格化する。
- ・有害廃棄物・危険物等は作業の安全確保を行った上で優先的に回収する。
- ・公衆衛生悪化の防止の観点から腐敗性廃棄物等は優先的に回収する。
- ・仮置場に受入れた災害廃棄物は処理・処分先に応じて破碎・選別した上で搬出し、中間処理や再資源化、最終処分を行う。
- ・二次災害を防止するため、仮置場の環境対策、モニタリング、火災対策を行う。

【生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿の処理】

- ・処理施設の被災状況を確認し、処理機能を確保する。
- ・生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿の収集方法を検討し、住民に周知する。
- ・生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿の発生場所を把握した上で収集し、処理施設へ搬入して処理する。



【処理と住民対応の継続】

- ・災害廃棄物処理を進捗管理し、必要に応じて処理体制を整備、変更を行う。
- ・情報収集を継続し、定期的に住民、関係部局等への情報提供を行う。
- ・災害廃棄物処理が進み、状況が変わり次第、適時災害廃棄物処理実行計画を見直す。

注) 「災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月 環境省」を参考に修正・加筆

図 3 発災後における主な廃棄物業務の流れ

8. 災害廃棄物処理計画の点検・改定

本計画は、定期的に点検を加え、訓練等を通して改定すべき点が見つかれば、その都度、改定を行うものとする。また、非常災害の発生等により新たな知見が得られた際にも適宜点検を行うものとする。

第2編 災害廃棄物対策

第1章 平時の備え(体制整備等)

1. 組織体制・指揮命令系統

1) 廃棄物部局の位置づけ

組織体制・指揮命令系統は、安芸高田市地域防災計画に基づいた体制とする。そのため、災害廃棄物対策は、市民部市民班が行うものとし、本部会議や事務局、その他実施部と連携して取り組むものとする。

2) 廃棄物部局（市民部市民班）の体制

廃棄物部局（市民部市民班）は、本市の災害対策本部だけでなく、国、県の災害廃棄物対策本部、近隣自治体等とも連携して災害廃棄物処理を行うため、以下の体制を構築する。

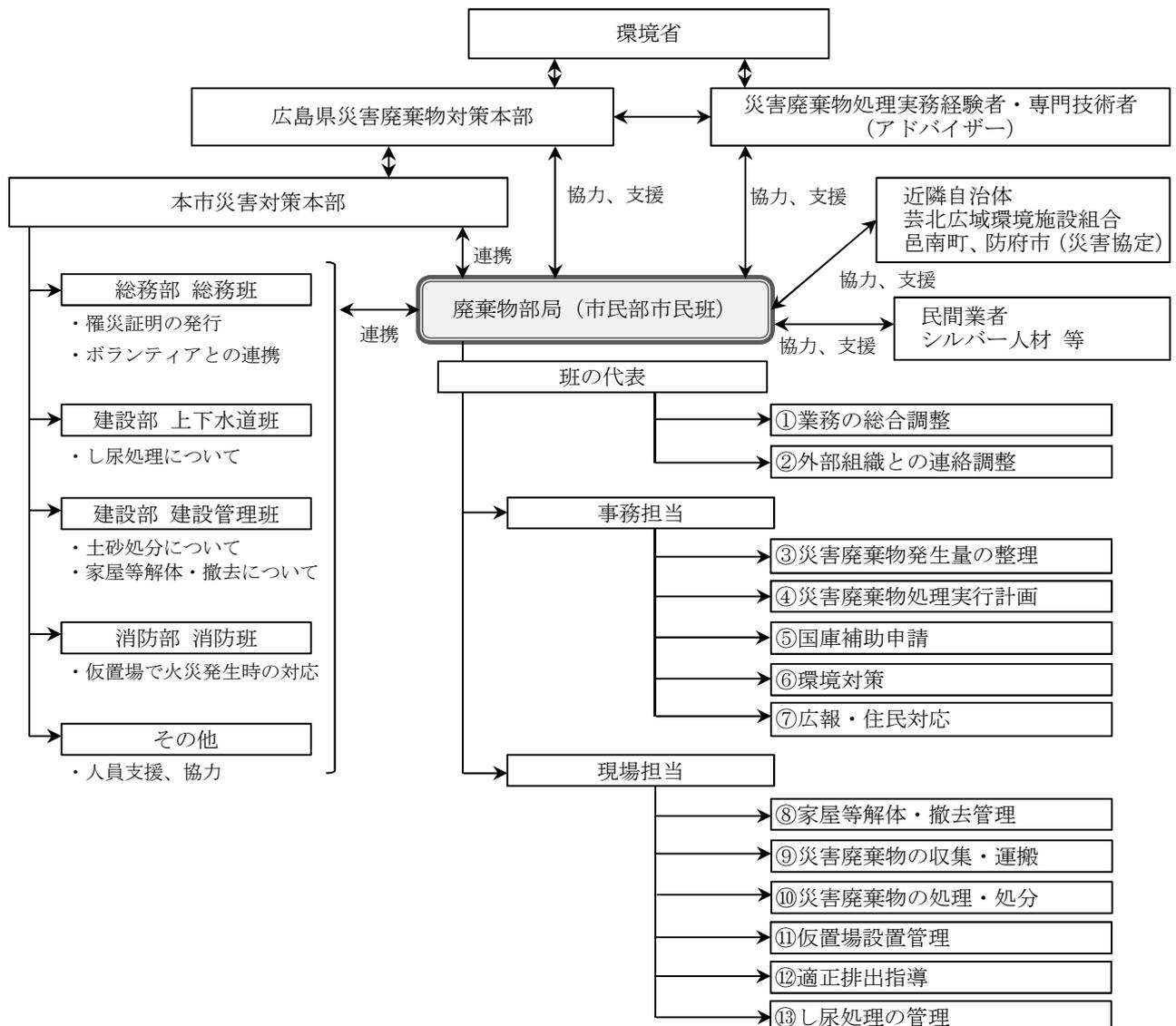


図 4 廃棄物部局の体制

班の代表、事務担当、現場担当の業務内容は、役割分担を基に以下のとおり設定する。ただし、災害時は人員確保が困難なことや状況によって優先すべき業務が変動することもあるため、それぞれの業務を柔軟に振り分けるものとする。

表 3 各担当の業務内容

班名	担当名	業務内容
班の代表	①総合調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物対策本部職員の配備 ・ 廃棄物対策本部の統括及び連絡調整 ・ 他部局及び災害対策本部との連絡調整 ・ 災害廃棄物処理対策関係情報の集約・共有化 ・ 災害廃棄物処理の進捗管理
	②連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国・県・近隣自治体、民間事業者等との連絡・調整 ・ 広域処理体制の整備 ・ 支援団体、ボランティア等の受入調整
事務担当	③災害廃棄物発生量の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物等発生量の推計 ・ 仮置場・仮設処理施設の設置計画
	④災害廃棄物処理実行計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理実行計画の策定 ・ 災害廃棄物処理実行計画の見直し
	⑤国庫補助申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫補助申請に関すること
	⑥環境対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境調査、環境モニタリングの実施 ・ 廃棄物処理における環境保全対策の実施
	⑦広報・住民対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理対応に関する情報の住民周知 ・ 廃棄物処理に関する住民相談窓口の開設、運営 ・ 住民からの問い合わせ対応 ・ 思い出の品・貴重品の引渡し
現場担当	⑧家屋等解体・撤去管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解体・撤去の委託契約 ・ 解体・撤去処理 ・ 思い出の品、貴重品の回収・保管
	⑨災害廃棄物の収集・運搬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集運搬ルートでの管理 ・ 収集運搬車両の確保 ・ 廃棄物の優先収集、一時収集中止等の検討 ・ 近隣自治体等の支援部隊との連携 ・ 関係部局との連絡調整
	⑩災害廃棄物の処理・処分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芸北広域環境施設組合との連携 ・ 処理・処分の委託 ・ 仮設処理施設の設置・運営管理 ・ 仮設処理施設の解体・撤去 ・ 有害廃棄物、リサイクル法対象品等の適正処理の実施
	⑪仮置場設置管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場の運営管理 ・ 二次被害の防止
	⑫適正排出指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所ごみの分別区分 ・ 不適正排出や不法投棄の防止 ・ 有害・危険廃棄物、適正処理困難物の管理・指導 ・ 適正処理困難物の処理ルートでの確保
	⑬し尿処理の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ し尿処理施設の復旧・管理・運営 ・ 既存のし尿処理施設以外での処理 ・ し尿収集運搬車両の確保 ・ し尿収集運搬ルートでの管理・報告 ・ 災害用トイレの確保・設置・維持管理・撤去 ・ 関係部局との連絡調整

2. 職員への教育訓練

職員への教育訓練は、災害廃棄物処理計画の実効性を高めるために、定期的に研修、訓練等を企画・実施する。

訓練手法は、ウォークスルー、机上型訓練、リアルタイム型訓練の3種類ある。本計画は、初版であるため、まずはウォークスルー、机上型訓練を行い、必要に応じて本計画の改定を行うものとする。訓練の実施時期を以下に示す。

表 4 訓練の実施時期（案）

時期	訓練方式	概要
平成 31 年度 前期	ウォークスルー	廃棄物部局（市民部市民班）の職員が各自で本計画を熟読し、内容を把握する。
平成 31 年度 後期	机上型訓練	初動期（発災後数日間）に想定される事態、対応手順、誰が対応するか、関係部局等への連絡事項についてグループ討議し、想定される課題を洗い出しする。（市民部市民班にて実施） 課題の対策を検討し、必要に応じて改定を行う。
今後	リアルタイム型訓練	災害時のシナリオを想定し、実際に行動をすることで、机上では発見できなかった課題と、その対策についての検討を行う。

3. 災害廃棄物処理

1) 発生量・処理可能量

(1) 災害廃棄物発生量

② 震災（南海トラフ地震）の災害廃棄物発生量想定

震災（南海トラフ地震）の災害廃棄物発生量は、安芸高田市地域防災計画や広島県地震被害想定調査報告書（平成 25 年 10 月）における建物の被害想定に対して、災害廃棄物発生量の原単位を乗じることで算出されたものである。

表 5 震災（南海トラフ地震）の災害廃棄物量想定

災害廃棄物	柱角材 (5.4%)	可燃物 (18%)	コンガラ (52%)	金属類 (6.6%)	不燃物 (18%)
42,000 t	2,268 t	7,560 t	21,840 t	2,772 t	7,560 t

出典：平成 28 年度（補正繰越）大規模災害時における災害廃棄物処理計画策定モデル業務（中国地方）報告書（平成 30 年 3 月）中国四国地方環境事務所

③ 豪雨災害（大雨に伴う浸水・洪水・土砂崩れ）の災害廃棄物発生量想定

豪雨（大雨に伴う浸水・洪水・土砂崩れ）は、局所的かつ発生場所の想定が困難であるため、災害廃棄物発生量の推計が困難である。

そのため、水害・土砂災害による災害廃棄物に関する留意事項を整理する。

表 6 水害・土砂災害による災害廃棄物に関する留意事項

種別	主な品目	性状の特徴	留意事項
水害・土砂災害により浸水した廃棄物	家電製品、家具類、畳、マットレス、粗大ごみ、庭木等	水を被った物であり、土砂等が付着した状態（家財が中心）	・がれきに混合、付着した土砂等は極力除去し、分別を徹底する
水害・土砂災害による倒壊家屋等による由来する廃棄物	解体家屋、コンクリートガラ、家電製品、家具類、畳、マットレス、粗大ごみ、廃自動車、庭木等	土砂や流木・草木等とがれきが混合した状態	・水分を含むことで腐敗性が高まる廃棄物を優先的に撤去し、処理する

出典：芸北広域環境施設組合 災害廃棄物処理計画基礎検討業務報告書 平成 30 年 3 月

(2) 災害廃棄物の処理可能量

芸北広域きれいセンターにおける災害廃棄物処理可能量（可燃物）を以下に示す。

災害廃棄物処理可能量（可燃物）は最大 1,632 t/年（280 日稼働）であり、可燃物の発生推計量を自区域内で処理する場合、処理開始から 3 年以上を要する計算となる。災害廃棄物の可燃物を 3 年以内に処理するためには、県との調整による広域処理や外部への処理委託（廃棄物処理事業者等の活用）、仮設処理施設の設置についての検討が必要となる。

表 7 震災（南海トラフ地震）の災害廃棄物量想定

低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ	最大利用方式
処理能力・稼働年数 により除外	処理能力により除外	1,632 t (分担率 15.3%)	1,632 t

注) 「平成 28 年度（補正繰越）大規模災害時における災害廃棄物処理計画策定モデル業務（中国地方）報告書（平成 30 年 3 月）中国四国地方環境事務所」を参考に修正・加筆

注) 処理可能量（最大 1,632 t）は、処理可能量から通常のごみ処理量を差し引いた数値である。

処理能力 44t/日 × 280 日 - 通常のごみ処理量 (H28 実績) 10,688 t = 1,632 t

注) 分担率 15.3% = 処理可能量 1,632t ÷ 通常のごみ処理量 (H28 実績) 10,688 t × 100

注) 処理可能量（最大 1,632 t）は、本市と北広島町の災害廃棄物を考慮した数値である。そのため、本市分の処理可能量は、次式のとおり按分すると、1,106 t と想定される。

処理可能量（最大 1,632 t）× 本市で発生する可燃物（7,560 t） ÷ 本市と北広島町で発生する可燃物（11,160 t） = 1,106 t

(3) し尿発生量、仮設トイレ必要基数

災害時のし尿発生量、仮設トイレ必要基数を以下に示す。

し尿発生量は 262L/日と想定され、安芸高田清流園の処理能力 50kL/日に対して 0.5%程度である。また、仮設トイレの必要基数は 6 基と想定される。

表 8 し尿発生量の推計

避難者数	1 人 1 日当たりし尿排出量	し尿発生量
154 人	1.7 L/人日	262 L/日

表 9 仮設トイレ必要基数の推計

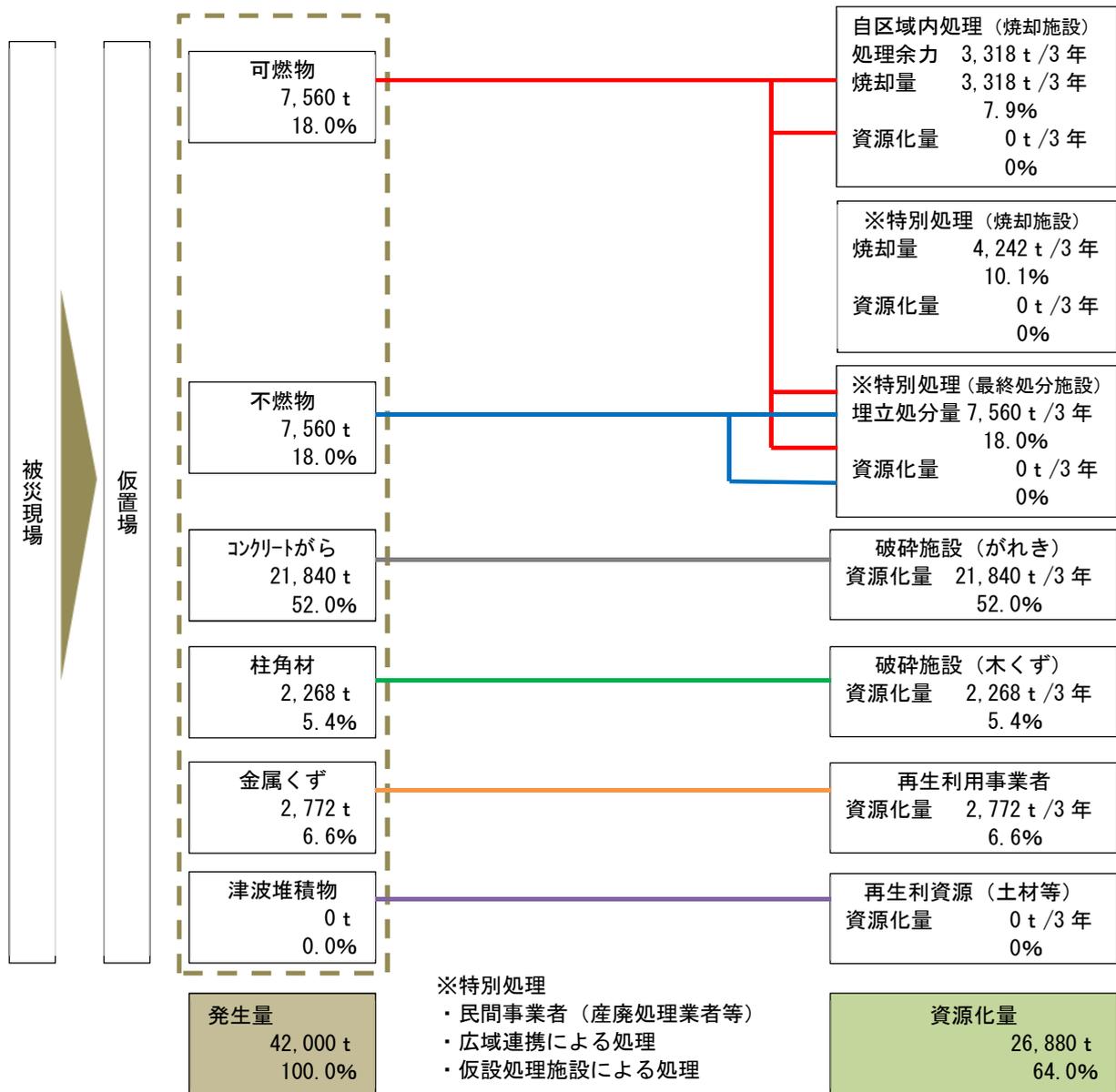
し尿発生量	し尿収集間隔日数	仮設トイレ容量	仮設トイレ必要基数
262 L/日	3 日	150 L/基	6 基

2) 処理スケジュール

処理スケジュールは、災害廃棄物の種類ごとに保管及び処理方法を検討し、処理期間である3年以内で処理が完了できるように、優先順位を決めた上で作成する。

3) 処理フロー

処理フローは、災害廃棄物の処理方針、発生量・処理可能量等を踏まえ、災害廃棄物の種類ごとに、分別、中間処理、最終処分・再資源化の方法とその量を一連の流れを示す。



注) 「平成 28 年度 (補正繰越) 大規模災害時における災害廃棄物処理計画策定モデル業務 (中国地方) 報告書 (平成 30 年 3 月) 中国四国地方環境事務所」を参考に修正・加筆

注) 自区域内処理 (焼却施設) 処理余力 3,318t/3年=安芸高田市分の処理可能量 1,106 t × 3年

図 5 災害廃棄物の処理フロー

4) 仮置場

仮置場は、主に一時的な仮置きを行う仮置場（場合によっては分別等も行われることもある）と、主に災害廃棄物の破碎・選別等を行う仮置場に分けて設置する。また、一時的に保管しておく保管要地として利用することも想定する必要がある。

平時の備えとしては、仮置場の候補地について整理するものとする。

表 10 仮置場候補地

場 所	面 積	備 考
1. 吉田運動公園	約 12.100 m ²	
2. 吉田丹比グラウンド	4.800 m ²	
3. 長屋河川敷運動広場	4.800 m ²	河川敷であるため、水害時には使用不可
4. 落合河川敷運動広場	3.200 m ²	
5. 大浜運動公園		
6. 八千代中央グラウンド	約 10.500 m ²	
7. 美土里総合運動公園	11.300 m ²	
8. 北生コミュニティスポーツ広場	3.700 m ²	
9. 川根コミュニティ広場		
10. 高宮ハーモニー広場	7.900 m ²	
11. 高田原スポーツ広場	5.100 m ²	
12. 小原多目的広場	5.100 m ²	
13. 甲立多目的広場	10.100 m ²	
14. 向原運動広場	10.000 m ²	

4. 各種相談窓口の設置等

災害時においては、被災者から様々な相談・問い合わせが寄せられることが想定される。平時の備えとして、受付体制（通信網復旧後は専用コールセンターの設置等）及び相談内容とその回答案、相談情報の管理方法を検討する。

表 11 廃棄物部局の窓口設置案

項目	内容
住民対応 (事務担当)	<ul style="list-style-type: none">・ 災害廃棄物の処分に関する相談・ 持ち込み可能な仮置場の案内・ 思い出品の保管、引き渡し・ 倒壊家屋の解体撤去の受付・ 住民への啓発、広報 等
民間業者 (現場担当)	<ul style="list-style-type: none">・ 支援要請・ 必要機材、必要人材の手配・ 応急復旧工事の発注 等
関係部局 (班の代表)	<ul style="list-style-type: none">・ 関係部局への連絡・ 関係部局からの情報受付・ 情報を総括して各担当への連絡 等

5. 住民への啓発・広報

住民や事業者への理解は、災害廃棄物を適正に処理する上で欠かせないものであり、平時の分別意識が災害時にも生きてくる。このため、住民の理解を得るよう日頃から啓発等を継続的に実施する。

第2章 災害応急対応

1. 情報収集・連絡

1) 情報収集の内容

情報収集・連絡の内容としては、人命救助を優先しつつ、次の内容について優先順位をつけて収集し、県へ報告するものとする。

【情報収集の内容】

- ① 被災状況
 - ・ライフラインの被害状況
 - ・避難箇所と避難者数及び仮設トイレの必要数
 - ・自区域内の一般廃棄物等処理施設（ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場等）の被害状況
 - ・自区域内の産業廃棄物等処理施設（ごみ焼却施設、最終処分場等）の被害状況
 - ・有害廃棄物の状況
- ② 収集運搬体制に関する情報
 - ・道路情報
 - ・収集運搬車両の状況
- ③ 発生量を推計するための情報（現状を視察のうえ確認する。）
 - ・全半壊の損壊家屋数と撤去（必要に応じて解体）を要する損壊家屋数
 - ・水害の浸水範囲（床上、床下戸数）

出典： 災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月 環境省

また、災害廃棄物処理を迅速に進めるため、次の内容について災害対策本部を通じて関係部局と情報共有を図るものとする。

【関係部局との情報共有事項】

- ・廃棄物処理施設の被害状況
- ・罹災証明の発行時期
- ・道路への流入土砂の処分先について、災害廃棄物のふるい・選別により発生した土砂の受入可否
- ・仮置場として設定した場所
- ・仮置場管理にあたっての他部局からの人員支援（必要人数、期間）

2. 協力・支援体制

1) 自衛隊・警察・消防との連携

発災直後の人命救助やライフライン復旧には、自衛隊や警察、消防等、さまざまな部局等が関係するため、情報の一元化の観点から災害対策本部と調整した上で連携する。

2) 国、県の支援

災害廃棄物の発生量が自区域内における処理可能量を大幅に超過する場合、県との調整等による広域的な処理の検討が必要となる。

本市は、可能な限り情報を県へ伝達し、人員の確保に努め、支援者に対する明確な指示を行えるようにする。

3) 近隣自治体による支援

近隣自治体に対しては、情報共有し、必要な協力・支援を要請する。

4) 民間事業者との連携

発災初期における民間事業者との連携は、事業者リストや、協定を活用して、事業者に協力・支援要請を行う。そして、災害廃棄物の収集・運搬体制、処理体制を構築する。

5) ボランティアとの連携

ボランティアは損壊家屋の片づけ等に関わることが想定される。そのため、本市は、ボランティアに対してごみ出し方法や分別区分、健康への配慮等に係る情報を周知・広報を行う。

3. 一般廃棄物処理施設等

1) 一般廃棄物処理施設等の安全性の確認及び補修

一般廃棄物処理施設等の安全性の確認は、平時に作成した点検手引きに基づき行う。点検の結果、補修が必要な場合は、必要資機材を確保し補修を行う。

2) 仮設トイレ等し尿処理

発災初期は、避難所箇所数と非難者数を基に必要な仮設トイレ数を確認し、不足する場合には、他の近隣自治体や民間事業者団体に支援要請し、仮設トイレを確保する。

3) 避難所ごみ

避難所ごみは、発災後の都市機能の麻痺状態等を勘案して、発災後3～4日後には収集運搬・処理を開始することを目標とする。

4. 災害廃棄物処理

1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

発災後は、災害廃棄物等の処理状況の把握、必要な資機材等の広域的な支援要請、調整について至急検討し、講ずべき措置の具体化を図るため、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

2) 発生量・処理可能量・処理見込み量

発災後における実行計画の策定、緊急時の処理体制の整備のため、被災近隣自治体は被害状況を踏まえ、災害廃棄物の発生量・処理可能量・処理見込み量の推計を行う。

3) 処理スケジュール

処理スケジュールは、災害廃棄物の種類ごとに保管及び処理方法を踏まえて、実際の被害状況、緊急性の高い事項等を考慮して検討する。

4) 処理フロー

処理フローは、処理方針、発生量・処理可能量、廃棄物処理施設の被害状況を踏まえ、被災状況を加味して作成する。

5) 収集運搬

収集運搬体制の構築は、片付けごみが初期段階から排出されることが多く、特に水害の場合は、発災翌日から排出されることもあるため、早急に実施する。また、意図していない場所に片付けごみ等が集積されている状況が見られる場合には、適宜、巡回して場所を把握・確認し、計画的に収集する必要がある。

6) 仮置場

発災後は、想定した災害廃棄物発生量を基に、仮置場の必要面積の算定を行う。そして、必要面積に応じて仮置場を確保し、仮置場の管理・運営を行う。

7) 環境対策、モニタリング、火災対策

(1) 環境モニタリング地点の設定

環境モニタリングは、労働災害や周辺環境への影響を防ぐために、損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）現場や仮置場において実施する。

(2) 環境対策

環境対策は、環境モニタリング結果を踏まえ、環境基準を超過する等、周辺環境への影響が大きいと考えられる場合に適切な対策を実施する。

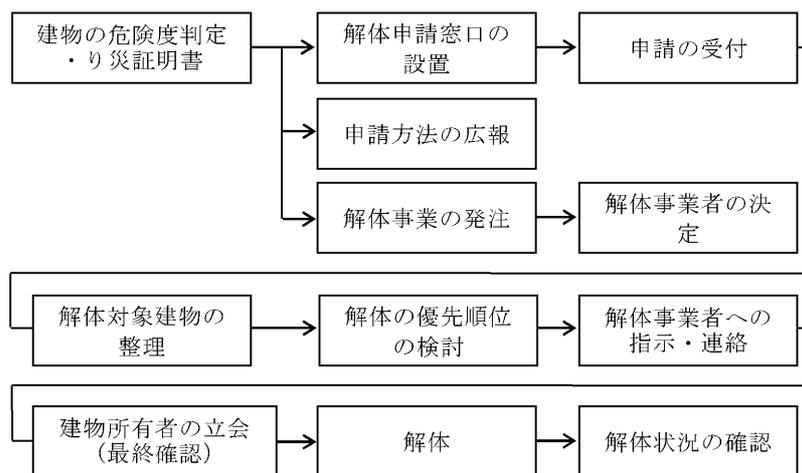
(3) 火災対策

仮置場では、過去の事例にて、災害廃棄物を積み上げたまま長期間放置していると火災が発生することが報告されている。火災発生の防止策を実施する。

8) 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）

(1) 公費解体の流れ

損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）は、原則として所有者が実施するものである。そのため、公費による損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）は、予め検討した条件を基に実施するかどうかを判断する。公費解体の手順は、以下のとおり進めるものとする。



出典： 災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月 環境省

図 6 公費解体の手順

(2) 石綿対策

損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）は、石綿含有建材を使用した建物が含まれることが想定されるため、留意して行う。

(3) 太陽光パネル、蓄電池等への対応

太陽光発電設備や家庭用、業務用の蓄電池撤去に当たっては、感電の恐れがあるため、取扱いに注意する。また、電気自動車やハイブリッド等の高圧蓄電池を搭載した車両を取扱う場合には、感電する危険性があることから、十分に安全配慮して作業を行う。

9) 選別・処理・再資源化

選別・処理・再資源化は、平時に検討した処理フローを基に、応急対応時においても可能な限り選別し、再資源化に努めるものとする。

10) 最終処分

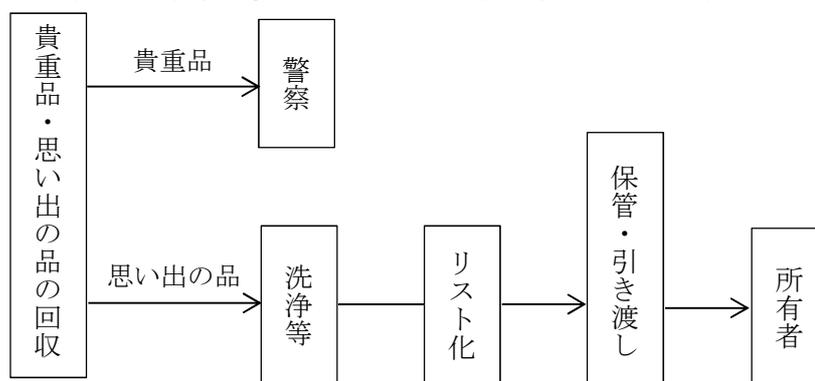
災害廃棄物の最終処分は、広島県環境保全公社に委託するものとする。ただし、広島県環境保全公社が被災し、受入が出来ない場合は、平時に作成した最終処分場のリストを基に、最終処分先を選定する。

1 1) 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物は、優先的に保管、処分を行えるよう、早急に収集体制を構築する。

1 2) 思い出の品等

貴重品（株券、金券、商品券、古銭、貴金属等）は、速やかに警察に届ける。思い出の品（所有者等の個人にとって価値があると認められるもの）は、廃棄に回さず、自治体等で保管し、可能な限り所有者に引渡す。思い出の品等の引き渡しフローを以下に示す。



出典： 災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月 環境省

図 7 思い出の品等の引き渡しフロー

1 3) 災害廃棄物処理事業の進捗管理

災害廃棄物処理事業の進捗管理としては、仮置場への搬入・搬出量、損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）棟数、処分量等の量的管理に努め、想定した災害廃棄物発生量との比較により進捗管理を行う。

5. 各種相談窓口の設置等

各種相談窓口は、速やかに開設し、相談情報の管理を行う。

6. 住民等への啓発・広報

被災者に対しては、災害廃棄物に係る情報についての啓発・広報を行う。

情報の伝達・発信は、他の優先情報による周知の阻害、情報過多による混乱を招かないよう考慮しつつ、情報の一元化に努める。

第3章 災害復旧・復興等

1. 一般廃棄物処理施設等

一般廃棄物処理施設が被災した場合、出来るだけ早期の復旧を図る。復旧事業では、国庫補助の対象となるが、補助金交付までは当面の予算確保が必要であることに注意する。また、復旧事業を実施している間の廃棄物処理手段を確保する必要とする。

復旧後は、平時と同様の処理ではなく、災害廃棄物処理を行うことになるため、処理量の増加による運転時間の延長、異物混入のリスクを考慮した運転を心がける。また、復旧事業は国庫補助の対象となるが、補助交付までの予算を当面確保する必要があることに注意する。

2. 災害廃棄物処理

1) 災害廃棄物処理実行計画の見直し

復旧・復興段階では、発災直後に把握できなかった被害の詳細や災害廃棄物の処理にあたって課題等が次第に判明することから、処理の進捗に応じて実行計画の見直しを行う。

2) 仮置場

仮置場では、災害応急対応時と同様に適切な管理運営が行えるよう、人員、機材を引き続き配置する。

なお、仮置場の閉鎖・返却にあたっては、土壌分析等を行う等、土地の安全性を確認し、仮置場の原状回復に努める。

3) 仮設処理施設

災害廃棄物発生量、一般廃棄物処理施設の復旧目途、処理期間を考慮したとき、既存の一般廃棄物処理施設での処理が困難な場合は、仮設処理施設による処理を行う。